

# 社会福祉法人清栄会

## 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規定

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清栄会（以下「法人」という。）定款第8条、定款第21条及び同条第2項に基づき、評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることに依る。

- (1) 評議員とは、定款第5条によるものをいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、各職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴う費用等をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 評議員、役員については無報酬とする。

- 2 常勤役員が専従者である場合、評議員会が必要と認めたとき、報酬額を定め、支給を検討する。

(費用の弁償)

第4条 法人は、評議員や、役員等が第2条(4)に言う費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については社会福祉法人清栄会の旅費規程に基づき算出されるものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行する。